

平成 31 年（2019 年）度 災害復旧資金融資の案内

（ 東日本大震災 ）

1 目的

東日本大震災により直接の被害を受けた中小企業者及び組合に対して、長期かつ低利の融資をすることにより、経営の安定を図ることを目的とする。

2 融資対象

次の（1）から（6）までを全て満たすもの

- （1）中小企業者又は組合であること。
- （2）東京都内に事業所（個人事業者は事業所又は住居）を有し、保証協会の保証対象業種に属する事業を営んでいること。
- （3）当該事業を営むために許可、認可、登録、届出等を必要とする業種にあつては、当該許可等を受けている（又は、受ける）こと。
- （4）事業税その他租税の未申告・滞納や、社会保険料の滞納がないこと。ただし、完納の見通しが立つ場合などはこの限りではない。
- （5）現在かつ将来にわたって、暴力団員等に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと。
- （6）東日本大震災により直接の被害を受け、区市町村長等が発行する「り災証明書」等の交付を受けたこと。

3 融資条件

融資条件は次の表のとおりとする。

資金使途	運転資金・設備資金（事業の再建に必要な資金とする。）
融資限度額	1 企業（組合）一災害につき 8,000 万円
融資期間	10 年以内（据置期間 2 年以内を含む。）
融資利率（年）	固定金利 1.5% ※ 貸付後 1 年間を限度として 0.5%相当分の利子を補給する。（利子補給には別途申請が必要）
返済方法	分割返済（元金据置期間は 2 年以内）とする。ただし、融資期間が 1 年以内の場合は一括返済とすることができる。
融資形式	証書貸付とする。ただし、融資期間が 1 年以内の場合は手形貸付とすることができる。
信用保証料	保証協会の定めるところによる。 なお、東京都が信用保証料の全額を補助する。
保証人	原則として法人代表者を除き連帯保証人は不要とする。
物的担保	この融資の保証を含めて保証合計残高が 8,000 万円以下の場合は原則として無担保とする。

4 融資の申込み

(1) 融資申込受付時期

平成31年(2019年)4月1日から平成32年(2020年)3月31日まで。(左記期間内に貸付実行が必要)

(2) 融資申込受付機関

- ア 取扱指定金融機関
- イ 東京信用保証協会
- ウ 東京都各支庁産業課
- エ 東京都産業労働局金融部金融課

(3) 融資申込みに必要な書類

次の表のとおりとする。

書 類 名	必要部数
信用保証委託申込書 (※)	各1部
信用保証委託契約書 (※)	
個人情報の取扱いに関する同意書 (※)	2部
印鑑証明書(申込人及び連帯保証人のもの)	各1部
商業登記簿謄本(法人の場合)	
確定申告書(決算書)の写し(原則直近2期分)	2部
納税証明書(法人税<その1>(個人事業者の場合は所得税)又は事業税)	各1部
区市町村長等が発行する「り災証明書」等	

※ 保証協会及びあつ旋機関から申し込む場合は、融資あつ旋用を使用のこと。

5 利子補給制度

貸付後1年間を限度として融資額全額について0.5%相当分の利子を補給します。
なお、利子補給には別途申請が必要となります。

6 その他

融資のご利用については、4(2)の各機関に御相談ください。

(問合せ先)

東京都産業労働局金融部金融課 03(5320)4877